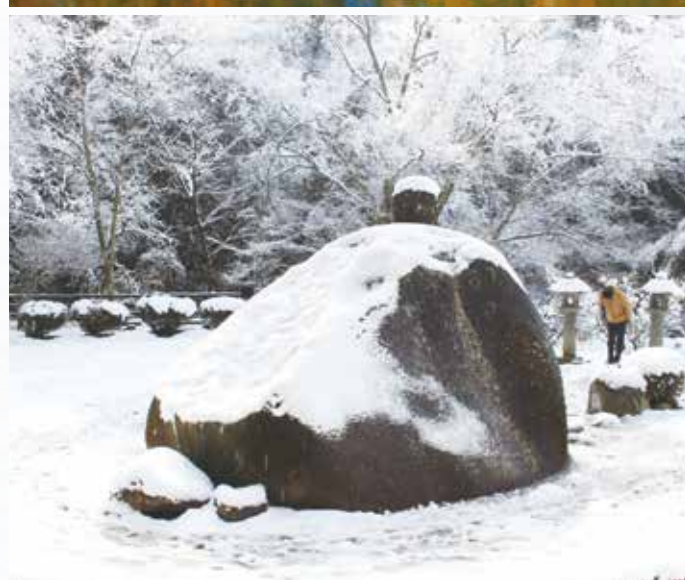


第7次 下諏訪町総合計画 後期基本計画

第2期 下諏訪町未来を創る総合戦略

令和3年度－令和7年度



「住みたいまち 元気な声がひびくまち」
「小さくてもきらりと光る美しいまち」をめざして



下 諏 訪 町 民 憲 章


下諏訪町は

美しい高原と湖に囲まれ、天恵の温泉と古きよき伝統文化をもつまちです。
わたくしたちは、このふるさとを愛し育ててきた先人の努力に学び、地球
的視野にたつて、さらによりよいまちづくりをめざし、ここに町民憲章を
かけます。

わたくしたちは

自然やもののいのちを大切にし、美しく豊かなまちをつくります。
進んで教養を深め、かおり高い文化を創造するまちをつくります。
心身をきたえ、たくましく明るい健康なまちをつくります。
仕事に誇りをもち、産業の栄える活力あるまちをつくります。
思いやりの心をもち、うるおいと安らぎのある住みよいまちをつくります。

(平成5年1月1日制定)



「住みたいまち 元気な声が ひびくまち」の実現に向けて



下諏訪町では、平成27年度に策定した「第1期下諏訪町未来を創る総合戦略」により、地方創生の取組みを進め、平成28年度には「第7次下諏訪町総合計画（基本構想・前期基本計画）」がスタートし、“小さくてもきらりと光る美しいまち”をめざして、各種施策を展開してまいりました。

この間に町を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症への対応と同時に、デジタル技術を活用した行政サービスの提供や業務の効率化など、新しい生活スタイルの確立とデジタル社会の実現に向けた取組みが求められています。

このたび策定した「第7次下諏訪町総合計画後期基本計画」においては、「第2期下諏訪町未来を創る総合戦略」を包含し、令和3年度からの5年間を計画期間として、未来に向けたまちづくりの指針を示して社会の変化に柔軟に対応しながら、住民の皆様とともにまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

困難な局面にあっても、豊かな自然や歴史文化などの財産を活かしながら、町の活力を創生するための施策を展開し、誰もが地域への愛着と誇りを抱いていきいきと暮らすことのできる「住みたいまち 元気な声がひびくまち」の実現に向けて、積極果敢に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたりましては、下諏訪町総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様から貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました。ご理解とご協力を賜りました皆様に改めて心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年4月

下諏訪町長 宮 坂 徹

□はじめに

1	計画策定の背景	2
2	計画の構成	3
3	計画の体系	4
4	基本構想の目的	5
5	目標年次及び基本計画	5
6	推進体制	5
7	第2期未来を創る総合戦略	6
8	SDGsの達成に向けた取り組み	9

□基本構想

第1編 将来図

第1章	基本理念	16
第2章	将来人口	16
第3章	土地利用構想	17

第2編 施策の大綱

第1章 力を合わせて未来を拓くまちづくり

第1節	人口減少対策の実行	20
第2節	協働・参画の推進	20

第2章 自然の恵みを大切にすまちづくり

第1節	自然環境の保全	21
第2節	農林漁業の育成	21
第3節	町土の開発と保全	21

第3章 優しさと生きがいをもつひとづくり

第1節	世代ごとの支援と伝承	21
第2節	広く豊かな感性の育成	22
第3節	相互理解と共生の実現	22

第4章 絆で支え合う健康長寿のまちづくり

第1節	健康長寿への挑戦	23
第2節	地域と人の支え合い	23

第5章 産業の活力と賑わいのあるまちづくり

第1節	産業の振興と発展	24
第2節	活気と賑わいの創出	24

第6章 安心安全で暮らしやすいまちづくり

第1節	災害への備え	25
第2節	安心安全への取り組み	25
第3節	生活基盤の整備充実	26
第4節	暮らしやすさの向上	26

目次

第7次下諏訪町総合計画後期基本計画・第2期下諏訪町未来を創る総合戦略

□基本計画

第3編 後期基本計画・第2期未来を創る総合戦略

第1章 力を合わせて未来を拓くまちづくり

第1節 人口減少対策の実行

- 第1項 出会いの創出と結婚への支援 28
- 第2項 移住定住の促進と支援 29
- 第3項 安心して産み育てる体制の充実 31

第2節 協働・参画の推進

- 第1項 住民協働の参加と推進 32
- 第2項 住民参画の推進と拡大 33
- 第3項 広域連携の積極的推進 34

第2章 自然の恵みを大切にするまちづくり

第1節 自然環境の保全

- 第1項 水や緑を守る取組み 36
- 第2項 地球温暖化、省エネルギーへの対策 37

第2節 農林漁業の育成

- 第1項 農業の育成と支援 38
- 第2項 林業の育成と支援 40
- 第3項 漁業への支援 41

第3節 町土の開発と保全

- 第1項 土地の活用と保全 42

第3章 優しさと生きがいをもつひとづくり

第1節 世代ごとの支援と伝承

- 第1項 子育て支援の推進 45
- 第2項 保育の向上と充実 47
- 第3項 学校教育の充実 48
- 第4項 生涯学習の勧め 51
- 第5項 文化の活用と伝承 52

第2節 広く豊かな感性の育成

- 第1項 恒久平和への取組み 54
- 第2項 姉妹都市・友好都市との交流促進 55
- 第3項 国際感覚の醸成と交流 56

第3節 相互理解と共生の実現

- 第1項 人権感覚の育成と尊重 57
- 第2項 男女共同参画社会の実現 58

目次

第7次下諏訪町総合計画後期基本計画・第2期下諏訪町未来を創る総合戦略

第4章 絆で支え合う健康長寿のまちづくり

第1節 健康長寿への挑戦

- 第1項 体力向上と健康増進 60
- 第2項 疾病予防と健康管理 61
- 第3項 医療と保険制度の充実 63

第2節 地域と人の支え合い

- 第1項 地域福祉の推進 65
- 第2項 高齢者への支援 66
- 第3項 障がい者への支援 68
- 第4項 ひとり親と寡婦への支援 69
- 第5項 低所得者への支援 70

第5章 産業の活力と賑わいのあるまちづくり

第1節 産業の振興と発展

- 第1項 工業振興の取組み 72
- 第2項 商業振興の取組み 74
- 第3項 勤労者への支援 75

第2節 活気と賑わいの創出

- 第1項 観光振興の取組み 77
- 第2項 街なみ環境の整備 79

第6章 安心安全で暮らしやすいまちづくり

第1節 災害への備え

- 第1項 防災対策の充実と強化 81
- 第2項 治山・治水対策の推進 83

第2節 安心安全への取組み

- 第1項 防犯対策の強化と徹底 84
- 第2項 交通安全への取組み 85
- 第3項 消防力の強化 86
- 第4項 情報の発信と共有 88

第3節 生活基盤の整備充実

- 第1項 上下水道と温泉の利用 89
- 第2項 道路や歩道の整備改良 91
- 第3項 公園の充実と利用促進 93
- 第4項 空き家対策への取組み 94

第4節 暮らしやすさの向上

- 第1項 交通体系の整備と効果的運用 96
- 第2項 生活環境の保全とごみの減量 97
- 第3項 消費生活を守り支える取組み 98

はじめに

はじめに

1 計画策定の背景

総合計画は、長期的なまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針であり、市町村の将来像を示す最上位計画として策定するものです。

平成23年の地方自治法の一部改正により、基本構想の策定は議会の議決が不要とされましたが、まちづくりの根幹となる総合計画の重要性を踏まえ、平成24年に「下諏訪町議会の議決に付すべき事件に関する条例」を制定し、今後も議決事項として位置付けました。

下諏訪町の総合計画は、昭和47年6月議会において議決されて以来、時勢を踏まえた必要な改訂を経て、町民参加のもとに、諸施策に取り組んできました。

前回、平成28年の改訂以降、旧清掃センターのリサイクル施設整備事業、総合運動場管理施設改築事業、水上防災拠点施設・艇庫整備事業、赤砂崎公園整備事業などの大型投資的事業を計画どおり実施し、産業・福祉・教育・文化などの分野でもソフト面の充実を図り、多くの成果をあげてきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化、地方分権、大規模災害、新たな感染症の流行など、著しい社会情勢の変化は、町政運営にも大きな影響をもたらし、将来を見据えたまちづくりを進めるうえで様々な課題が生じています。

本年、第7次総合計画策定から5年を経過し、前期基本計画の計画期間が満了となることから、町民要望に 대응するうえで必要となる施策を展開していくため、令和3年度から5年間を計画期間とする後期基本計画を策定することとしました。

うるおいとにぎわいがあり、やすらぎと暮らしやすさを実感できるまちをめざすためには、この町の宝である住民と資源の可能性を最大限に発揮し、一人ひとりの個性が輝き、地域がお互いを支え合い、行政が町民の暮らしに寄り添う一連の役割分担で、連帯感があり満足度の高い下諏訪町を創造していくことが重要です。

「小さくてもきらりと光る美しいまち」の実現に向かって、知恵と勇気で未来を切り拓き、夢と希望にあふれた魅力あるまちづくりには、ある程度の時間が必要になりますが、一歩ずつ力強く歩み続けていく覚悟があれば、必ず困難は克服できます。

第7次総合計画を実効性の高いものとするうえで最も大切なことは、みんなの心を一つにして力を合わせることです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2 計画の構成

(1) 基本構想

基本構想は、基本理念により下諏訪町のめざす将来像を明らかにし、将来像を実現するための基本方針となる「施策の大綱」を示すものです。

平成28年度を初年度とし、令和7年度を目標年次とする10か年計画です。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための具体的指針であり、基本的施策を体系的に示すものです。

前期基本計画は平成28年度を初年度とし、令和2年度までの5か年計画、後期基本計画は令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5か年計画です。後期基本計画は「第2期未来を創る総合戦略」を包含する計画です。

(3) 実施計画

基本計画に示した施策を計画的かつ効果的に実施するための具体的事業計画であり、実施に関わる年次計画とその財源的裏付けを明らかにするものです。

実施計画は3か年ごとの計画とし、事業の重要度、緊急度、優先度や社会情勢などを総合的に判断しながら、ローリング方式による見直しを行います。

3 計画の体系



第7次総合計画の後期基本計画は、人口減少問題への戦略を取りまとめ、必要な対策を計画的に進めることを目的とする「第2期未来を創る総合戦略」を包含する計画です。

また、「第5次行政改革大綱」では、前期計画期間の5年間の進捗状況と効果を検証しながら、行政改革を積極的に進め、「第2次行財政経営プラン」では、後期計画期間の5年間の財政面のシミュレーションを行い、健全で持続可能な財政面の裏付けをします。

町民の生活や環境を重視した各種計画においても、それぞれの計画との整合性を図りながら相互に連携し、町の将来像を示した総合計画の実現に向け、まちづくりの主役である町民とともに、住民参画と民公協働による自治体経営を進め、個性豊かな地域社会をめざします。

4 基本構想の目的

第7次総合計画の基本構想は、長期的なまちづくりを計画的に進めていくための町の基本的な方針です。

人口減少、超高齢化社会の到来、地方創生などの課題について現状を的確に把握し、今後の将来展望を見据えて町の将来像を明らかにし、郷土の豊かな資源を活かした、主体的かつ個性的なまちづくりに向けて、戦略的に取り組むための町政運営の指針とします。

これらの取組みを着実かつ強力で推進するために、人口問題や健康増進など喫緊の課題への対策を構想として位置付け、各種施策を総合的かつ計画的に実行し、魅力と活力に満ちた「小さくてもきらりと光る美しいまち」の実現をめざします。

5 目標年次及び基本計画

第7次総合計画の基本構想は、平成28年度を初年度とし、令和7年度を目標年次とする10か年計画です。

基本構想を実現するための具体的な施策となる基本計画は、平成28年度から令和2年度までの5か年計画を「前期基本計画」、令和3年度から令和7年度までの5か年計画を「後期基本計画」として、基本的な施策を体系的に示します。

なお、計画を補完するため、第5次行政改革大綱、第2次行財政経営プラン、公共施設等総合管理計画などにより、財政的な裏付けのある機能的な行財政経営に努め、健全で安定したまちづくりを進めます。

6 推進体制

第7次総合計画の推進にあたっては、人口減少問題をはじめとする各課横断的に取り組むべき課題があることを踏まえ、各課間における情報共有、連携について政策会議などを通じて図ることとし、場合によっては、課を超えた職員、必要に応じて民間委員も含めたプロジェクトチームによる事業推進を行い、目標を達成するための取組みを積極的に展開することとします。

7 第2期未来を創る総合戦略

(1) 総合戦略の位置付け

「未来を創る総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法に規定された市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付ける計画であり、「人口ビジョン」による人口減少要因の分析等を踏まえ、人口減少対策や地域活性化に関する取組みを具体化し、平成27年度から令和2年度まで（令和元年度に1か年延長）を当初の計画期間として策定しました。

「第2期未来を創る総合戦略」については、町の将来像を明確にして総合的に取組みを推進し、より実効性の高い計画とするため、第7次総合計画の後期基本計画と統合・一本化します。

(2) 人口の将来展望（令和2年度改訂版下諏訪町人口ビジョン）

様々な施策と人口対策の効果が十分に実現すれば、若い世代の結婚が促進され、出産・子育ての希望が実現し、合計特殊出生率が2025年に「1.84」、2035年に「2.07」へ上昇すると想定しています。

「国の視点と町の基本理念への取組み」、「人口減少に対応した若い世代の仕事・雇用、子育て、教育を支援する生活環境の整備」、「安全・安心な暮らしやすいまちづくり」を推進し、下諏訪町の2060年の目標人口を13,600人としています。

(3) 基本目標・施策の方向性・重要業績評価指標（KPI）

「人口ビジョン」の最終年（2060年）に人口減少を軟着陸させ、持続可能な町であり続けるために4つの基本目標と全ての基本目標に通じる2つの横断目標を設定し、目標の達成に向けて19の施策の方向性を定めます。

基本目標と施策の方向性に基づき、重要業績評価指標（KPI）を設定して具体的な施策の取組みを推進します。

基本目標①【雇用】 地域の個性を活かし、誰もが安心して働ける環境を創出することによって、就労機会の増加をめざす

基本目標②【ひとの流れ】 町の資源や価値などの魅力を創造し、多様な人材が交流しながら、下諏訪町への新たなひとの流れをつくる

基本目標③【結婚・出産・子育て】 ひととひととのつながりと絆を大切に、ゆとりある子育てができるまちをつくることによって、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちをめざす

基本目標④【活性化】 住民が安全・安心に暮らし、まちの宝を活かすことによって魅力を育み、ひとが集うまちをつくる

横断目標① 多様な人材の活躍を推進する

横断目標② 新しい時代の流れを力にする

はじめに

基本目標	施策の方向性	重要業績評価指標 (KPI)	掲載章
①雇用	i チャレンジャーの支援	チャレンジ起業支援件数	第5章
	ii 誰もが働きやすいまちをめざす	町内の新規採用者数	第5章
	iii 働く場を守る	町民菜園稼働率	第2章
		野生鳥獣の個体数調整	第2章
		森林整備施行面積	第2章
		ワカサギ受精卵放流量	第2章
iv 新しい市場を作る	店舗、工場、農地の低未利用地の紹介件数	第2章	
②ひとの流れ	iv 新しい市場を作る	ものづくり支援センター受発注支援金額	第5章
	i 移住予備軍に対するきめ細やかな支援	町での移住相談件数	第1章
	ii 目的意識を持って訪れる人にとって魅力的な環境の創造	社会動態(転入及び転出)による異動人口 下諏訪観光協会ホームページアクセス数	第1章 第5章
iii まちの魅力を活かした過ごし方やできることの発信	観光消費額	第5章	
③結婚・ 出産・ 子育て	i 若い人が集まりやすい場や催しのコーディネート	婚姻人数	第1章
		町主催の出会い・婚活イベントのカップル成立率	第1章
	ii 安心して出産するための身近な支援の充実	自然動態(出生及び死亡)による人口増減	第1章
		妊婦一般健康診査受診票使用率	第1章
	iii ゆとりある子育てのための家庭支援と環境整備の推進	保育所待機児童数	第3章
		母子父子寡婦家庭への福祉資金貸付や技術取得支援機関の紹介	第4章
	iv 子どもと子育て世代への地域をあげた応援と見守りの推進	子育てふれあいセンター利用者数	第3章
	v 地域の文化や自然などの教育資源を活かした教育による地域愛の醸成	学校満足度	第3章
		図書館の図書貸出冊数	第3章
		文化センター利用者数	第3章
原爆展・平和企画展開催日数		第3章	
vi 生涯にわたる心身の健康の土台づくり	愛知県南知多町との小学生交流事業満足度	第3章	
④活性化	i 積極的な情報、魅力発信	体力合計点	第4章
		ふるさと納税者数	第1章
		国際交流講演会参加者数	第3章
	ii 老若男女・地域を問わず集える地域コミュニティの形成	メール・SNSによる情報発信件数	第6章
		職員出前講座開催回数	第1章
		伏見屋邸入館者数	第3章
	下諏訪町高齢者クラブ補助金利用団体数	第4章	

はじめに

基本目標	施策の方向性	重要業績評価指標 (KPI)	掲載章
④活性化	iii 行政と住民が協働し、得意な分野を活かしたまちづくりの推進	地域の活力創生チャレンジ事業支援件数	第1章
		各種委員会・審議会等における女性委員の割合	第3章
	iv 空き家対策の推進による地域活性化	空き家情報バンクによる成約件数	第6章
	v 安心して快適に暮らすための事業推進	諏訪広域連合が処理する事務の数	第1章
		グリーン購入法適合公用車の割合	第2章
		人権教育研修会参加者数	第3章
		地域活動支援センター利用者数	第4章
		生活困窮者の相談のうち専門機関との連携対応の割合	第4章
		街なみ環境整備事業による小公園整備箇所数	第5章
		防災士在住地区数	第6章
		水防訓練参加者数	第6章
		特殊詐欺等防止機器購入補助金利用件数	第6章
		町内交通事故件数	第6章
		消防団員数	第6章
		上水道管路の耐震化率	第6章
		下水道管路の耐震化率	第6章
		都市計画道路の整備率	第6章
		赤砂崎公園多目的グラウンド利用者数	第6章
		町内循環バスあざみ号利用者数	第6章
	家庭から出る燃やすごみの量	第6章	
	移動販売利用者数	第6章	
vi 健康長寿のまちづくり	平均自立期間	第4章	
	健康スポーツゾーンを活用した講座開催回数及び参加者数	第4章	
	国保特定健康診査受診率	第4章	
	認知症サポーター養成講座受講者数	第4章	

(4) 進行管理

KPIに基づく実施状況について、検証機関として位置付ける「下諏訪町まち・ひと・しごと創生有識者会議」が効果検証を行い、PDCAサイクルを確立します。

はじめに

8 SDGsの達成に向けた取組み

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す2030年を達成期限とした世界共通の目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。国では、2016年に実施指針を定め、SDGsの達成に向けた各種の取組みを推進しており、地方自治体の役割として、目標達成のための取組みの加速化や優良事例の発信を求めていることから、総合計画にSDGsとの関連性を意識して位置付け、取組みを推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- ゴール1 「貧困」**
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- ゴール2 「飢餓」**
飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ゴール3 「保健」**
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ゴール4 「教育」**
すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- ゴール5 「ジェンダー」**
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- ゴール6 「水・衛生」**
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ゴール7 「エネルギー」**
すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- ゴール8 「経済成長と雇用」**
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- ゴール9 「インフラ、産業化、イノベーション」**
強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ゴール10 「不平等」**
国内及び各国家間の不平等を是正する
- ゴール11 「持続可能な都市」**
包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ゴール12 「持続可能な消費と生産」**
持続可能な消費生産形態を確保する
- ゴール13 「気候変動」**
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ゴール14 「海洋資源」**
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ゴール15 「陸上資源」**
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ゴール16 「平和」**
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ゴール17 「実施手段」**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(出典) 外務省HP「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

はじめに

SDGsのゴールとターゲットに対応した総合計画・総合戦略の重要業績評価指標（KPI）一覧

ゴール	ターゲット	SDGsの達成に資する重要業績評価指標（KPI）	掲載章
 <p>1 貧困をなくそう</p>	1.2 2030年までに各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にあるすべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる	母子父子寡婦家庭への福祉資金貸付や技術取得支援機関の紹介	第4章
	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保障制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する	生活困窮者の相談のうち専門機関との連携対応の割合	
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	2.3 2030年までに土地、その他の生産資源や財投入、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食糧生産者の農業生産性及び所得を倍増させる	ワカサギ受精卵放流量	第2章
	2.4 2030年までに生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような持続可能な食糧生産システムを確保し、強靱な農業を実践する	町民菜園稼働率 野生鳥獣の個体数調整	
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	3.4 2030年までに非感染性疾病による若年死亡率を予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する	平均自立期間 健康スポーツゾーンを活用した講座開催回数及び参加者数	第4章
	3.6 2020年までに世界の道路交通事故による死傷者を半減させる	町内交通事故件数	第6章
	3.7 2030年までに家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする	自然動態（出生及び死亡）による人口増減	第1章
	3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含むユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成する	妊婦一般健康診査受診票使用率 国保特定健康診査受診率 認知症サポーター養成講座受講者数	第1章 第4章
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	4.1 2030年までにすべての子どもが男女の区別なく適切かつ効果的な学習成果をもたらす無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする	学校満足度	第3章
		愛知県南知多町との小学生交流事業満足度	
		体力合計点	第4章

はじめに

ゴール	ターゲット	SDGsの達成に資する重要業績評価指標 (KPI)	掲載章
 4 質の高い教育をみんなに	4.2 2030年までにすべての子どもが男女の区別なく質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする	子育てふれあいセンター利用者数 保育所待機児童数	第3章
	4.5 2030年までに教育におけるジェンダー格差をなくし、障がい者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする	地域活動支援センター利用者数	第4章
	4.7 2030年までに持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする	国際交流講演会参加者数 人権教育研修会参加者数	第3章
 5 ジェンダー平等を實現しよう	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する	各種委員会・審議会等における女性委員の割合	第3章
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.3 2030年までに汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する	下水道管路の耐震化率	第6章
	6.4 2030年までに全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し、水不足に対処するとともに水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	上水道管路の耐震化率	
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.3 2030年までに世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる	グリーン購入法適合公用車の割合	第2章
 8 働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する	店舗、工場、農地の低未利用地の紹介件数	第2章
		ものづくり支援センター受発注支援金額 チャレンジ起業支援件数	第5章
	8.5 2030年までに若者や障がい者を含むすべての男性及び女性の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事並びに同一労働同一賃金を達成する	町内の新規採用者数	
	8.9 2030年までに雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し、実施する	観光消費額	
		下諏訪観光協会ホームページアクセス数	

はじめに

ゴール	ターゲット	SDGsの達成に資する重要業績評価指標 (KPI)	掲載章
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱なインフラを開発する	都市計画道路の整備率	第6章
	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する	ふるさと納税者数
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>		11.2 2030年までに脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に安全かつ安価で容易に利用できる持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	町内循環バスあざみ号利用者数
	移動販売利用者数		
	11.3 2030年までに包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する	婚姻人数	第1章
		町主催の出会い・婚活イベントのカップル成立率	
		社会動態（転入及び転出）による異動人口	
		町での移住相談件数	
	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する	空家情報バンクによる成約件数	第6章
		伏見屋邸入館者数	第3章
	11.5 2030年までに貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす	水防訓練参加者数	第6章
	11.7 2030年までに女性、子ども、高齢者及び障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する	図書館の図書貸出冊数	第3章
文化センター利用者数			
街なみ環境整備事業による小公園整備箇所数		第5章	
11.b 2020年までに包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さを目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う	赤砂崎公園多目的グラウンド利用者数	第6章	
	防災士在住地区数	第6章	

はじめに

ゴール	ターゲット	SDGsの達成に資する重要業績評価指標 (KPI)	掲載章
12  つくる責任 つかう責任	12.5 2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する	家庭から出る燃やすごみの量	第6章
13  気候変動に 具体的な対策を	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応の能力を強化する	防災士在住地区数 〔再掲〕	第6章
14  海の豊かさを 守ろう	14.1 2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する	下水道管路の耐震化率 〔再掲〕	第6章
15  陸の豊かさも 守ろう	15.2 2020年までにあらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再生林を大幅に増加させる	森林整備施行面積	第2章
16  平和と公正を すべての人に	16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる	原爆展・平和企画展開催 日数	第3章
	16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる	職員出前講座開催回数 特殊詐欺等防止機器購入 補助金利用件数 メール・SNSによる情報発 信件数	第1章 第6章
17  パートナリシップで 目標を達成しよう	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する	地域の活力創生チャレン ジ事業支援件数	第1章
		諏訪広域連合が処理する 事務の数	
		下諏訪町高齢者クラブ補 助金利用団体数 消防団員数	第4章 第6章

(ターゲットの出典) 総務省HP「持続可能な開発目標 (SDGs) 指標仮訳」

基本構想

平成28年度～令和7年度

第1編

将来図

第1編 基本構想(将来図)

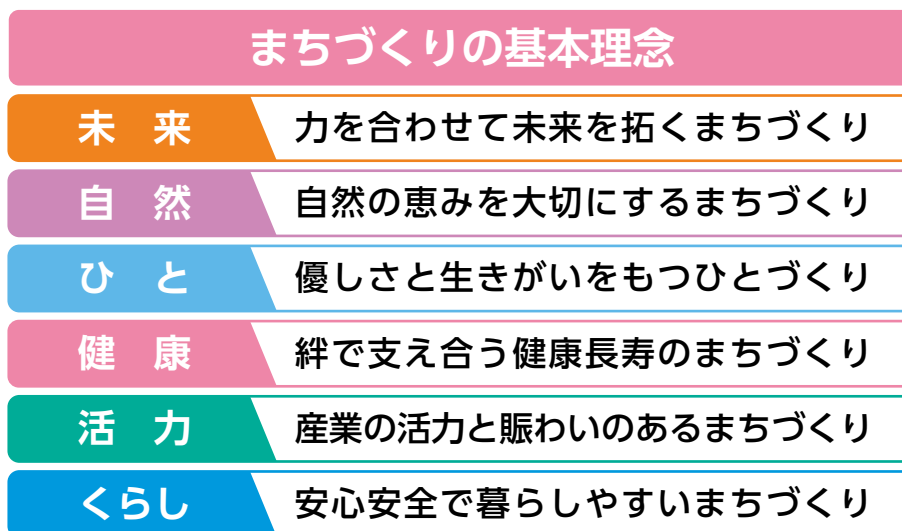
第1章 基本理念(平成28年3月策定)

下諏訪町は、諏訪湖や八島高原などに代表される豊かな水と緑、そして神話の時代から伝わる温泉等の資源に恵まれ、諏訪大社式年造営御柱大祭に集う人々の営みと交流の中で、人と人との支え合いにより成り立ってきました。

歴史的には、和田峠周辺の黒曜石原産地遺跡から全国各地へ黒曜石石器の供給元として文化圏を形成していた旧石器・縄文時代に遡り、全国に1万余の分社を持つといわれる諏訪信仰の総本社、諏訪大社「下社の門前町」、また、江戸五街道のうちの中山道と甲州道中（街道）が合流する交通の要衝であり中山道随一の「温泉宿場町」として栄え、明治初年からは製糸業、戦後は精密工業に代表される「ものづくりの町」として、連綿と続く歴史や豊かな資源を背景とした「観光の町」として発展してきました。

現在の私たちを取り巻く環境は、人口減少や超高齢化社会の到来など、課題を未来に先送りできない厳しい状況下であり、自治体経営の根本的な転換期を迎えています。

厳しい情勢の中にあっても、町が誇るかけがえのない“宝”に磨きをかけ、固有の資源を最大限に活かしながら、地域コミュニティを核とした住民参画と協働推進により「住んでみたい、住み続けたい、住んでいて良かった」という人々の願いの実現をめざし、第7次総合計画におけるまちづくりの基本理念を次のように定めます。



第2章 将来人口(平成28年3月策定)

下諏訪町は、明治26年に町制を施行し、昭和33年には岡谷市の一部を編入して、昭和48年(1973)には人口が2万7,500人に達しました。

町の総人口は、26,567人であった昭和60年(1985)から人口減少傾向に入り、全国の平成20年(2008)、長野県の平成12年(2000)から比べると、国や長野県よりも15～23年程度早く人口減少が始まっています。

年齢層の構成比をみると、生産年齢人口(15～64歳)は昭和55年(1980)の65.8%から平成22年(2010)の55.8%へ10ポイントの低下、年少人口(0～14歳)は同じく24.0%から12.2%へ11.8ポイントの低下、高齢人口(65歳以上)は10.2%から32.0%へ21.8ポイント

第1編 基本構想(将来図)

上昇しています。

年齢構成の高齢化が続き、平成22年(2010)の高齢人口比32.0%は、全国平均の23.0%、長野県の26.5%を5.5～9.0ポイント程度上回る高い水準であり、少子化と高齢化が同時に進行していることが解ります。

日本は今「人口減少時代」に突入しています。町においても、このままでは人口が急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には自治体としての持続すら危うくなると指摘されています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、町の人口が10年後の令和7年(2025)には1万7,500人まで減少すると予測しており、「どうにかなる」という根拠なき楽観論で問題を先送りすることはできません。

この様な状況を克服するため、安心して子供を産み育てられる環境づくり、雇用の維持と創出、多様な人の交流促進、魅力と活力ある地域づくりなどの施策を集中的に展開することにより、本計画の目標年次となる令和7年(2025)の目標人口を1万7,700人と設定します。

平成27年(2015)			令和2年(2020)			令和7年(2025)		
人 口	世帯数	世帯人数	人 口	世帯数	世帯人数	人 口	世帯数	世帯人数
人	世帯	人	人	世帯	人	人	世帯	人
20,200	8,270	2.44	19,000	8,070	2.35	17,700	7,840	2.26

第3章 土地利用構想 (平成28年3月策定)

限られた資源であり、日常生活や経済活動の共通基盤である町土の利用は、総合的かつ計画的な視点から、将来の人口や産業の推移に応じて、公共の福祉を優先しつつ、自然、社会、経済、文化などそれぞれの条件に配慮することが必要です。

町では、平成26年4月に国土利用計画第2次下諏訪町計画を策定し、今後の土地利用の方向性を定めています。

町民と地域の理解と協力のもと、土地の配地と周辺環境に適合した利活用が図られるよう、生活環境を保全しながら生産基盤も強化することで、町全体の均衡ある発展をめざします。

市街地においては、積極的な都市計画の運用により、景観やうるおいに配慮した良好な住環境を確保するとともに、効率的かつ持続可能な地域づくりを進め、コンパクトで暮らしやすいまちの実現をめざします。

また、民公協働のまちづくりの推進と民間活力の導入により、遊休荒廃不動産の解消と活用などの取組みを通じて、限りある土地の有効活用を進めます。

農地や山林など、自然環境を保全活用すべき土地については、町土の保全機能を持続的に発揮することを主な目的としながら多面的な利用を進めることとし、良好な景観と環境を次世代へ確実に維持継承することをめざします。

第2編

施策の大綱

第1章 力を合わせて未来を拓くまちづくり **未 来**

第1節 人口減少対策の実行

下諏訪町の人口推移には、高齢者の割合が増える一方で、子どもの数が減少しているという特徴があります。

人口減少の進行が見込まれる今後においても、活力ある地域社会を維持するために必要なことは、住民が一体となって地域の魅力を高めながら、現実を直視して有効な対策を力強く実行していく覚悟です。特に少子化対策への取組みをさらに充実強化する必要があります。若い人たちの希望に応える取組みや、子育て世代へのさまざまな支援、子どもや子育て世帯を地域で見守る取組みなどを充実して、結婚・出産・子育てをそれぞれのステージで支援することにより出生率の向上を図ります。

現在の転出超過の社会移動を均衡化するため、魅力ある暮らしの環境整備、多様な働き方の創出、郷土愛の醸成教育、有効な情報発信などにより、転出者の抑制と転入の促進を図り、移住と定住を促進します。

人口減少対策のかなめである雇用の創出にあたっては、さまざまな世代の人々が、仕事と生活との調和を図りながら、多様な働き方や働く場を選択できるよう、関係する団体などと連携しながら取組みを進めます。

人口の減少を悲観することなく、活力と笑顔があふれる元気な地域を創造するために、さまざまな人々の交流の促進や、ストーリー性をもった情報発信、元気なコミュニティの育成などの取組みにより、持続可能で前向きな自治体経営に努めます。

第2節 協働・参画の推進

近年、各種集会参加者の減少、アンケート回答率の低下、選挙投票率の低迷など、政治や行政への関心の低下が懸念されています。

住民自治の基本は、行政が住民の意思と責任に基づいて処理されることであり、民公協働と住民参画が促進されることにより、地域コミュニティの成熟度も向上します。

町では、他に先駆けて協働事業の展開に力を入れてきましたが、多様化、高度化、複雑化する時代の中で、さまざまな人々と協力しながら共に歩むまちづくりをさらに進めることにより、町の活性化を図ります。

下諏訪町協働推進条例に基づき、一人ひとりがそれぞれの役割と責任を明確にし、多様な価値観を認め合い、対等な関係のもとに、協働によるまちづくりを推進するため、個性やアイデアにあふれた住民の主体的、自主的事業などを積極的に支援します。

地域の方々との対話や区長会などの各種団体の活動や提言を起点として、住民参画による各種分野での活動を支援するとともに、既存の地域コミュニティをはじめ、それぞれの世代の人々が多様に参画する活動を促進することにより、地域の活性化を図ります。

スケールメリット¹による効率的な行財政経営や共通課題への対応において、周辺市町村との連携は今後ますます重要になってきます。広域連合や一部事務組合による共同事業の展開をはじめ、観光や工業の振興や移住対策などを中心に具体的なテーマを設定して広域的な取組みを推進します。

1：規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

第2章 自然の恵みを大切にすまちづくり **自然**

第1節 自然環境の保全

豊かな水と緑の環境は、町民のかけがえのない財産であり、各種住民意向調査においても特に関心の高い項目です。きれいな空気やおいしい水、そして緑豊かな山々は、私たちのうらおいのある生活の基盤であり、身近な緑の育成や山林の適正な維持管理を充実させることが課題となっています。

豊かな自然を良好な状態で次世代に引き継ぐため、水と緑の環境の現状と変化を正確に把握し、豊かな水の源である森林、多面的な機能を持つ農地などの自然的環境の計画的かつ持続的な保全と活用に努めます。

有害鳥獣による被害が進む里山環境については、景観や生態系に配慮しながら、防災機能が十分に発揮できるよう、保全と管理を強化します。

水面及び水辺の環境については、健康増進、レクリエーション、防災面での活用を視野に入れ、緑と水のネットワーク空間の形成を図るとともに、自然環境の積極的な保全を推進します。

第2節 農林漁業の育成

森林や農地は、木材や食料を生産する役割のほか、町土の保全、水源の涵養、動植物の生息、良好な景観の形成、文化の伝承、憩いの場の提供など多面的な機能を発揮することにより、私たちのうらおいある暮らしに大きく寄与しています。

近年の農林業を取り巻く情勢は極めて厳しく、林地や農地の荒廃がさらに進行している状態であり、本来の多面的機能が十分に発揮されない状況が表れつつあります。自然的環境と直接対峙する農林業について、さまざまな担い手を募りながら、生産地から消費地までをすき間なく支援することによって振興を図り、林地や農地の多面的機能の維持と増進をめざします。

また、諏訪湖の漁業については、湖の自然環境保全のための活動を支援しながら、地域文化や観光資源として活用する取組みを推進します。

第3節 町土の開発と保全

町土における従来からの課題は、盆地型の地形特性により可住地面積が少なく、さまざまな土地利用を均衡配置することが困難であると同時に、山地を背にして諏訪湖に面しているため、土砂災害や水害への備えが必要であることです。

町土の均衡ある発展のため、国土利用計画第2次下諏訪町計画や下諏訪都市計画を推進し、生活、産業、公共施設、社会基盤の適正配置により、暮らしの環境を保全しながら、人口減少社会においても生活基盤の持続的な活用ができるよう、コンパクトで機能的なまちの形成を図ります。

第3章 優しさと生きがいをもつひとづくり **ひと**

第1節 世代ごとの支援と伝承

次世代を担うひとづくりは、人口減少社会において、最も重要な課題のひとつであり、子どもたちの健全な成長は、すべての町民の願いです。

子どもを授かることを希望する人の夢を叶えるための支援をはじめ、安心して出産できる環

境の整備、保育の充実や児童の見守りなど、子育てのすべてのステージにおいて、ゆとりと希望を持てる環境を提供するために、子どもと子育て世代を積極的に支援します。

心豊かなひとづくりの根幹は家庭における基礎教育ですが、核家族化の進行などによる弊害を払拭するためにも、家庭での教育を一層強化する必要があります。家庭と保育園、学校がお互いに協力しながら家庭教育が自主的に進展するよう取り組みます。

学校教育においては、教養と創造性に満ちた魅力ある人格が形成されるよう、すべての子どもの基礎学力向上を図るとともに、英語教育などの先進的な取組みをさらに強化して、特色ある学校づくりをめざします。また、安心・安全で充実した教育環境を提供するために、設備や施設の計画的な整備を図ります。同時に、地域、家庭、学校が手を携えながら、子どもたちの主体的な地域社会への参画を促進し、地域で見守り、育てるまちづくりを推進します。

すべての世代の人々が、充実した日々を健やかに過ごすうえで、生涯学習は大きな役割を担っています。より多くの人々が、より多くの学習や機会に接して教養を深め、生きがいを感じられるまちが実現されるよう、関係団体や機関との連携を図ります。

また、健康志向の高まりから、各種スポーツの実践による健康増進が注目されていますが、もっと気軽に継続的な生涯スポーツに親しみ、体力の向上を図ることができるように関係施設の計画的な整備と拡充を推進します。

神話の時代から脈々と受け継がれてきた伝統文化は、町のかげがえのない宝であり、歴史的文化遺産の調査、保護、保存、伝承、活用を進めて次世代に確実に引き継いでいくことが重要です。地域の歴史と文化を深く理解して広く発信し、さまざまな活用を図りながら、体験と実践を通じて子どもたちへ伝えることにより、郷土への愛着と誇りを持ったひとづくりを推進します。

内外の人々が訪れ集う魅力ある地域を創造するため、各種団体や個人の理解と協力を得て、文化芸術の鑑賞や体感などの活動を振興し、かおり高い文化のまちづくりを推進します。

第2節 広く豊かな感性の育成

国家や人々の間で争いのない平和な社会の実現は、全世界と人類の願いです。

世界中のすべての人が、平和に安全で幸せな生活を営むことができる社会を実現するため、各種分野で手を携え、核兵器の廃絶や反戦平和への取組みに関する知見を深め、平和を愛するひとづくりに努めます。

さまざまな風土や、異なる地域文化を持つ人々とのふれあいと交流を促進し、相互理解と親善を深め、高い視点と広い視野、深い考察を持った人材の育成に努めます。

第3節 相互理解と共生の実現

すべての人々の人権が尊重され、相手への思いやりをもつ心豊かな社会を築くためには、一人ひとりが人権尊重の想いを強く意識して生活することが大切です。

社会的身分、家柄、信条、性別、障がいなどによる不当な人権侵害をなくすための理解を深め、互いを尊重し合い命を大切に社会づくりを進めます。国際化、情報化、高齢化などによる新たな人権の課題への対応として、生命身体を守るための適切な対処も促しながら、どんな場面でも常に他人の立場に理解と配慮ができる優しくてあたたかい地域づくりを進めます。

また、すべての女性が輝き活躍できる社会の実現に向け、家庭、地域、職場などあらゆる場で性差なく能力を発揮できる環境整備を進めることが重要です。男性の家事や育児への参画意

識を高め、企業の理解を得ながら長時間労働の是正を図るとともに、女性の採用、登用などに関する総合的な取組みを計画的に推進し、子育てを家庭、職場、地域社会がそれぞれの立場で支援することにより、女性にとって魅力のあるまちづくりを進めます。

第4章 絆で支え合う健康長寿のまちづくり **健康**

第1節 健康長寿への挑戦

一人ひとりがいきいきと暮らし、社会貢献と自己実現を果たすためには、健康であることが重要な要素です。疾病予防と健康増進を重点に、幼少期からの健康教育や健康相談などの取組みを推進し、すべての人があらゆるライフステージにおいて、健康的な生活習慣の重要性を意識しながら、いきいきと暮らす社会づくりを進めます。

健康長寿はすべての人々の願いであり、それぞれの世代における自主的な健康管理を支援し、健康維持のため気軽に運動できる環境づくりを推進し、体力向上と健康増進の機会を提供して健康寿命の延伸を図ります。

近年の医療を取り巻く環境は、医師をはじめとするマンパワーの絶対数不足、特に地方における医療従事者の偏りなど、いろいろな課題が山積しています。健康づくりから疾病の予防、治療、リハビリテーション、さらには介護まで一貫した包括的な保健医療提供体制の整備充実を図っていく必要があります。救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療など各分野における人材確保、施設の整備拡充や適切な医療の提供が求められるなか、地域医療の受け皿となる施設の充実と医療機関相互の電子カルテの共有化などの事業を支援します。

国民健康保険を取り巻く近年の環境は特に流動的であり、その財政運営については、医療技術の高度化、加入者の高齢化、生活習慣病の増加などの要因で医療費負担が増加し、危機的な状況となってきています。医療保険のセーフティネットである国民健康保険制度を持続可能なものとするため、その財政運営の在り方について住民や関係機関とともに改革に向けた検討を進めます。

介護保険制度については、諏訪広域連合による取組みや事業者などの努力により、サービス利用が増加傾向にあり、これからの超高齢社会において、高齢者の自立を社会全体で協力して支える仕組みづくりが重要なテーマになります。今後、軽度の要介護・要支援認定者の増加、在宅支援、個別ケアへの取組み、認知症高齢者のケアなどの課題に対応できるよう、関係機関などと連携して調整を重ねながら取り組めます。

高齢化や医療の高度化により医療費が増大するなか、国民健康保険と被用者保険の間の年齢構成と所得の偏り、高齢者所得の低水準化などの現状においても後期高齢者医療制度を堅持していくため、関係機関と連携しながら必要な事業の推進を図ります。

年少人口の減少と著しい高齢者人口の増加が同時に進行し、人口構造の変化や平均寿命の延伸を踏まえて、さまざまな医療制度の改革が進められているところですが、福祉医療の事業実施主体として、乳幼児、ひとり親、心身障がい者、高齢者などの負担を軽減するための支援を行います。

第2節 地域と人の支え合い

生活様式や意識の多様化が進む社会においては、すべての人々が安心して暮らせるよう、地域住民や福祉の関係者がお互いに連携協力して福祉課題の解決に取り組む必要があります。社

会福祉協議会、民生児童福祉委員、地域コミュニティのほか、さまざまな年代と分野の方々との協働により、各種福祉サービスの提供と充実に努めます。

基本構想の目標年度である10年後の2025年に、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる超高齢社会が到来します。高齢者の尊厳ある生活継続のための支援、家族の負担軽減、認知症対策、良質な介護サービスの提供などの事業は、住民福祉の向上のみならず、雇用や暮らしやすさなどにも影響する最も重要な施策のひとつと位置付け、計画的に拡充推進します。高齢化と核家族化の進行により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に求められる日常生活や災害時における積極的な支援を行うと同時に、地域の見守りをはじめとした地域コミュニティや各種団体の活動を支援します。

障がいを持つ方に対しては、医療や雇用、日常生活に係る自立支援、家族への支援などの福祉施策を各種支援団体と連携し、充実します。

ひとり親家庭については、児童福祉の増進を図るための支援に努め、長野県と連携しながら、地域と共に児童を育み世帯を援助するシステムの構築をめざします。

経済的に支援を要する方に対しては、自立に向けた援助を中心としながら、経済情勢を見極め、臨時的な支援措置を検討します。

第5章 産業の活力と賑わいのあるまちづくり **活 力**

第1節 産業の振興と発展

地域経済の原動力である工業の振興に現在求められていることは、近年の情報通信技術（ICT）の発達により形成されたグローバル市場や社会の動向に適時適切に対応することです。

ものづくりの技術と人材の集積地である諏訪圏域の産業界との連携を図りながら、さまざまな有効な情報を迅速に判断してグローバルに発信することにより、さらに高度で先端的な技術の普及、開発に挑戦するものづくりの活動を支援します。

商業については、近年の経済情勢や消費活動に変化が生じ、住民意向調査では特に振興が必要と指摘されています。超高齢社会に柔軟に対応できる身近な商店街の振興のほか、若者や子育て世代に魅力的な商業施設の充実を図ります。

雇用の創出では、勤労者の定住、若者の貧困、未婚率の上昇と晩婚化、将来不安による少子化、介護離職などの社会問題にも戦略的に対応していく必要があります。関係者が一体となって就業機会の拡大を図るとともに、さまざまな働き方の提案と働く場の創出に努めます。同時に、勤労者の仕事と生活の調和に向けた取組みを推進し、男女の雇用機会均等化と高齢者や障がい者の雇用機会の一層の拡大を図り、誰もがいきいきと働けるまちをめざします。

第2節 活気と賑わいの創出

地域の宝である自然、街なみ、伝統文化などをさらに磨きあげ、ストーリー性をもってグローバルに発信することで、観光客などの来訪を促進し多くの方が、町に興味や関心を持っていただけるよう努めます。コンパクトな地勢という町の特性を活かした「まちあるき」の観光を推進するとともに、通年観光による活気とにぎわいのあるまちをめざします。

諏訪湖やビーナスラインなどの圏域内外共通の観光資源を核として、周辺市町村との連携により広域観光圏としての取組みを推進します。

諏訪湖から望む信州の山並みや街道沿いと門前の景観は、次世代に良好なまま受け渡すべき地域の宝として、世代を越えた地域の人々による主体的な保存育成活動を支援しながら、歴史的建造物やその周辺環境を整備します。

第6章 安心安全で暮らしやすいまちづくり 暮らし

第1節 災害への備え

地震、火山噴火、台風、集中豪雨、ゲリラ豪雨などの自然災害やテロリズムに代表される人為的な脅威に対しては、常に備えを怠らないことが大切です。自然災害が都市化の進展で被害様態も多様化するなか、自助、共助に代表される命を守るための行動ができるよう、下諏訪町地域防災計画に基づき、防災訓練の実施や地区防災計画の策定をしながら、地域防災のリーダーとなる人材育成を図り、諏訪広域消防、長野県、防災協定締結都市や団体と連携した総合的、広域的な防災体制を強化します。

また、国や長野県など関係機関との情報共有を図りながら、避難や緊急輸送のために必要な施設などの整備と耐震化、治山治水、砂防、急傾斜、土石流危険渓流対策、火山砂防、雨水排水などの防災、減災事業を着実に推進することにより、災害に強いまちづくりに取り組みます。

第2節 安心安全への取組み

近年、高齢者や女性、子どもなどを狙った特殊詐欺や凶悪犯罪などが多発しています。また、社会情勢の変化による青少年犯罪や学校内暴力などの社会問題も顕在化しています。高齢者への思いやりと子どもの見守りに重点をおき、各種団体や地域と連携して、犯罪のない明るい社会づくりに努めます。

少子・超高齢社会においては、児童・生徒や高齢者などの交通弱者に配慮した取組みが必要です。警察や交通安全協会などの団体活動を積極的に支援し、交通安全の普及に努めます。また、道路における交通安全施設の整備充実や通学路の環境整備など、歩行者や交通弱者に優しい道路環境の整備を進めます。

諏訪広域の取組みとなった常備消防は、スケールメリットを最大限に活用しながら、消火、救急、救助、予防、警防、通信指令の各業務の適切な遂行と活動体制の充実、強化を図ります。また、地域に密着した消防団のきめ細やかな活動は、安心安全な暮らしを支える大きな力であることから、さらに資機材の充実と整備、団員の確保と育成に努めます。

情報通信技術（ICT）の発達により、ソーシャル・ネットワーキング・サービス¹（SNS）の普及や窓口業務の電子化など、情報の多様化と加速化が進み、利便性を向上させる一方で、成りすましや不正利用による個人情報の安全性が懸念されています。マイナンバー制度をはじめとした個人情報の取扱いには厳重な管理を徹底しながら、各種行政手続きの利便性向上をめざします。

1：インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。代表的なものとしてFacebook、LINE、Twitter、Instagramなどがある。

第3節 生活基盤の整備充実

給水人口が減少するなかにおいても、町の宝である「おいしい水」を安価、安全かつ安定的に供給し続けるため、上水道施設のアセットマネジメント²の継続的な実践により健全で持続可能な経営に努めます。

下水道施設については、耐震化や長寿命化を図りながら、生活環境の保全や諏訪湖再生、資源やエネルギーの循環などに果たす役割を重視し、諏訪湖流域下水道事業と連携して生活環境の向上をめざします。

町固有の財産である天恵の温泉は、新エネルギーとしての将来性にも着目しながら、安定的な供給と施設の更新維持を進め、配湯エリアと利用者の拡大に努めます。

人口減少社会における道路や公園などの社会基盤については、選択的かつ集中的に整備を行い、最少の投資で最大の効果を得るため、受益者と実施効果を慎重に見極めながら整備を促進します。快適で環境に優しい住環境の保全と創出、地域の活性化と交流の促進を図るため、安心安全でコンパクトなまちづくりを推進します。

公共施設をはじめ、道路や公園などの社会基盤ストック³については、暮らしの安心と安全の確保を中心としながら、着実な維持管理に努めます。

人口の減少も影響し、空き家など管理放棄された建築物などによる周辺環境の悪化が散見されるようになってきました。空き家の適正な管理は所有者の責任ですが、環境悪化や外部不経済など、町の活性化を阻害する要因とならないよう、相談体制の整備、空き家バンクの充実、適正な管理や除去を促す指導に努めます。

第4節 暮らしやすさの向上

人口減少と少子・超高齢社会にあっても、大きな支障なく生活していくためには、日常生活圏における移動時の不便解消を図る必要があります。コミュニティ交通網の利便性や歩行者と自転車の安全確保を意識しながら、住民満足度向上のための施設整備に努めます。

また、大規模災害などに備えた安心安全の確保と地域を越えた人と物の交流を拡大するためには、広域交通ネットワーク体系の見直しが必要となることから、国や長野県との積極的な調整を図ります。

環境への負荷が少ない循環型社会の実現は、一人ひとりの意識と行動が推進力となります。家庭から排出される一般廃棄物のうち、焼却ごみについては湖周の2市1町でスケールメリットを生かし、最新の設備による効率的な処理を進めます。資源化すべき廃棄物については、地球環境に配慮し焼却ごみの減量とあわせて再資源化を推進します。生ごみについては、民公協働の減容リサイクル事業として持続的な取組みを進めます。

近年、悪質商法による高齢者被害の未然防止が大きな課題となっています。また、若年層を中心にインターネットや携帯電話の利用に関するトラブルも増加傾向にあります。商品やサービスの種類が多様化するなか、消費者には知識の習得と安全性の見極めができるよう、詐欺や犯罪の最新情報を迅速かつ正確に把握して周知し、町消費生活センターを中心とした住民生活を守る取組みを強化します。

2：水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するため、組織的に実践する活動のこと。

3：既存の社会基盤となる建築物等のこと。